

# 「被災地民児協支援募金」の主旨および運用内容の さらなる理解促進に向けた名称変更

## 「被災地民児協支援募金」運営要綱の一部改正

- 本制度の主旨および運用内容のさらなる理解促進に向けて、下記のとおり名称変更（「被災地民児協支援金」に変更）し、運営要綱の一部改正が承認された（令和6年度第1回評議員会）。 ※ 施行時期は、第1回評議員会承認時とする（令和6年6月5日）。

新	旧
被災地民児協支援金	被災地民児協支援募金

## 【改正理由】

- 災害時の善意の資金（本募金制度のようなものを通じた一般的な資金）は、主に「支援金」「義援金」「寄附金」という3つの性質がある。
- そのうえで、本制度は、被災地の民児協活動における財政支援（とくに、「支援金」）の要素が強く、本制度の名称に「募金」という言葉を使用していることで（募金という名称だけを見てしまうと）、どの性質に該当するかわかりづらく、「義援金」や「寄附金」と誤解されたり、混乱を招いてしまうことがある。
- 「民児協関係者等への誤解や混乱の回避」とともに、「本制度の主旨・運用内容への正しい理解促進」を目的として名称変更を行うこととした。

## 【本制度の運用内容】

- 全民児連では、平成29年10月より「被災地民児協支援募金」口座を常時開設し、災害の発生（災害救助法適用の災害）により被害を受けた地域において、民生委員・児童委員への「見舞金」および民生委員・児童委員による被災地での救援活動等に対し、緊急かつ即応的に要する初動体制の費用および活動費用の一部を支援するための資金（「一次支援金」）ならびに、復興支援活動等を行う民生委員児童委員協議会に対する活動費用の一部を支援するための資金（「二次支援金」）を援助することを目的とする本募金制度（以下、本制度）を設けている。

種類（性質）	目的等	金額
見舞金	災害の発生により被害を受けた民生委員・児童委員に対する見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡・行方不明 50万円</li> <li>・ 負傷・疾病 5～15万円</li> </ul>
一次支援金	民生委員・児童委員による被災地での救援活動等に対し、緊急かつ即応的に要する初動体制の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害救助法が適用され、相当数の世帯に被害が生じた市区町村数×10万円</li> <li>・ 都道府県・指定都市民児協活動費として10万円</li> </ul>
二次支援金	復興支援活動等を行う民児協に対する活動費用の一部を支	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次支援金の支給対象となった市区町村の民生委員定数×</li> </ul>

	援する資金	@3,000 円が基準 ・ 配分金額の用途については、都道府県・指定都市市民協の決定によることが原則
--	-------	---

→ 本制度には、「見舞金」(被害を受けた民生委員に対する給付)の性質はあるものの、「支援金」(民児協組織に対する資金提供)の性格が大きい。

**【参考】一般的な「支援金」「義援金」「寄附金」の違い**

支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地で支援活動をする機関や団体 (NPO・NGO) に送られる資金</li> <li>実際に活動する機関や団体が集めた資金用途を判断・決定するため、集金から活用までのスピードが速いのが特徴</li> <li>資金の用途は、人命救助やインフラ整備などさまざま</li> <li>→ 本制度の「一次支援金」および「二次支援金」が該当すると考えられる。</li> </ul>
義援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に直接渡される資金</li> <li>実際は、赤い羽根共同募金、日本赤十字社や政府などの機関が受付窓口となって資金を集め、被災者に分配する</li> <li>義援金の分配は、活動の中心となる組織が死亡・行方不明の状況や被災の度合いを検討し、公平・平等になるよう分配額を地域ごとに決定する</li> <li>このため、義援金が被災者のために確実に使われるという利点がある一方、被災者までの送金に時間がかかる</li> <li>「被災者に分配」という性質上、被災地での人命救助や復興作業には使われない</li> </ul>
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援金や義援金を含む資金で金銭や財産を無償で送ること</li> <li>主に公共団体やNPO、学校法人や宗教法人などに対して金銭や財産を無償で送る</li> <li>しかし、支援金や義援金ほど厳密な定義はなく、寄附金先も限定されていない</li> <li>政党や政治団体、国や地方自治体への寄付も該当し、「ふるさと納税」は、地方自治体への寄附金にあたる</li> </ul>